議案第１３９号

消費税相当額の過払いに係る和解について

次のとおり所沢市在宅医療・介護連携推進事業委託契約における消費税相当額の過払いに関し和解をするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

記

１　相　手　方　一般社団法人所沢市医師会

２　事件の概要

平成２８年度から令和５年度までの間、所沢市と相手方が締結した所沢市在宅医療・介護連携推進事業委託契約において、当該事業に係る消費税は非課税であったにもかかわらず、消費税相当額を含めて委託料を支払っていたことが判明したため、所沢市が過払いした当該消費税相当額について、返還を求めるものである。

このことについて、相手方と協議した結果、返還金額の一部を免除し、和解をするものである。

３　和 解 条 項　別紙のとおり

令和７年１２月　１日提出

所沢市長　小野塚　勝　俊

和　解　条　項

１　相手方は、所沢市に対し、本件における消費税相当額に係る過払いにより、１，０９５万９，１２８円の返還義務があることを認め、返還義務額のうち８２１万８８円を所沢市が指定する方法により、指定する期日までに支払う。この場合において、当該支払に生じた手数料は、相手方が負担する。

２　相手方が前項の支払を遅滞なく履行したときは、所沢市は、相手方に対し、前項の返還義務額から支払額を差し引いた２７４万９，０４０円について返還義務を免除する。

３　相手方が第１項の支払を遅滞したときは、相手方は、所沢市に対し、第１項の返還義務額１，０９５万９，１２８円を支払うものとする。ただし、返還時期については、所沢市と協議の上決定する。

４　所沢市及び相手方は、本件に関し、所沢市及び相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。